

知っ
納っ
得!
得!

TAXペいじ

「税」特集号



市民の皆さんの生活を守り、より豊かにしていくために市では様々なサービスや事業を行っていますが、このための費用には皆さんに納めていただいた税金が充てられています。

例えば、身近なところではこのようなところに税金が使われています。

【教育費】



1人あたり
約22,900円/年

【土木費】



1人あたり
約15,000円/年

【消防費】



1人あたり
約8,800円/年

色々なところに
税金が使われて
いるんだね！



申告や納税などの
手続きを忘れないよう
にしくちゃね！

市税は、共に支えあう社会の実現のためにはなくてはならない『会費』のようなものです。

この税特集号では、そんな市税のトピックを皆さんにお伝えしていきます。



2月16日から税の申告が始まります！

申告方法や会場などの情報については本誌二面をご覧ください。

申告期限は

3月15日まで

所得税の確定申告について

お問い合わせは川口税務署まで

☎048-252-5141

市民税・県民税の申告について

個人の市民税・県民税（住民税）は、毎年1月1日現在で草加市に居住している個人に対して前年中の所得をもとに課税されます。

そのため、前年中に収入があった人は、次の【市民税・県民税の申告をする必要がない人】を除いて原則申告が必要です。

【市民税・県民税の申告をする必要がない人】

次の①～③にあてはまる人は市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をした人
 - ②前年中、給与以外に収入が無く、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人
 - ③前年中、公的年金等以外に収入が無く、公的年金等支払報告書が支払先から市役所に提出されている人
- ※ただし、所得控除を追加する場合は申告が必要です。

公的年金収入等があった人は、次ページのフローチャート「年金受給者の方へ ～私は申告するの？しないの？～」で申告が必要かどうかを確認できます。

前年中に収入が無かった人は、義務ではありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税の申告をしていただくと非課税証明書の申請ができるようになるほか、一部の行政サービスに影響する場合がありますため、申告をご案内しています。

給与支払報告書とは？

会社や個人事業主が給与の支払をした場合、翌年の1月31日までに市区町村に提出する義務がある支払金額等を記載した書類です。

まれに提出されていない場合もありますので、給与支払報告書を市役所に提出しているかどうかは、勤務先にご確認ください。



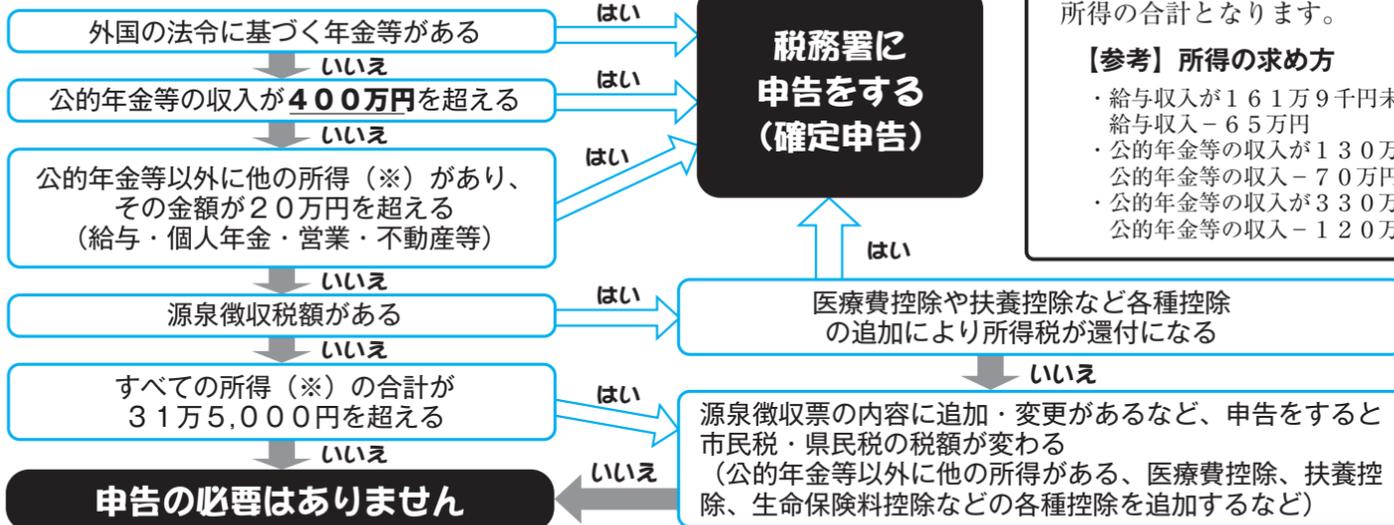
◆市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎048-922-1042



年金受給者の方へ ～私は申告するの？しないの？～

スタート!



※所得とは？

収入から必要経費を引いた残りの金額のことです(給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により求めます)。それぞれの所得を別々に計算し、合算した金額がすべての所得の合計となります。

【参考】所得の求め方

- ・給与収入が161万9千円未満の場合
給与収入 - 65万円
- ・公的年金等の収入が130万円未満(65歳未満)の場合
公的年金等の収入 - 70万円
- ・公的年金等の収入が330万円未満(65歳以上)の場合
公的年金等の収入 - 120万円

市役所に
申告をする
(市民税・県民税申告)

- 障害年金・遺族年金は非課税所得のため、所得税、市民税・県民税を計算するうえでの収入には含みませんが、前年中、障害年金・遺族年金以外に収入が無かった方でも一部の行政サービスに影響する場合がありますため、市民税・県民税の申告をご案内しています。
- 繰越控除の適用を受ける場合などは、所得税の確定申告が必要です。

来年の申告から



平成31年度の市民税・県民税(平成30年分の所得税)から 配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されます!

改正のポイント

- 配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下に引き上げられます。
- 納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が通減され、1,000万円を超えると控除が受けられなくなります。

改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の求め方

表①→②の順に納税者と配偶者の所得区分を確認し、表③にあてはめて所得控除の金額を求めてください。

表①: 納税者の合計所得金額区分表

A	B	C
900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超～ 950万円以下 (1,120万円超～ 1,170万円以下)	950万円超～ 1,000万円以下 (1,170万円超～ 1,220万円以下)

※ () 内は給与所得のみの場合の納税者の給与収入額

表②: 配偶者の合計所得金額と収入金額の対応表

配偶者の合計所得金額	配偶者の収入金額		
	給与収入のみ	公的年金収入のみ	
		65歳未満	65歳以上
38万円以下	103万円以下	108万円以下	158万円以下
38万円超 85万円以下	103万円超～ 150万円以下	108万円超～ 163万3,334円以下	158万円超～ 205万円以下
85万円超 90万円以下	150万円超～ 155万円以下	163万3,334円超～ 170万1円以下	205万円超～ 210万円以下
90万円超 95万円以下	155万円超～ 160万円以下	170万1円超～ 176万6,667円以下	210万円超～ 215万円以下
95万円超 100万円以下	160万円超～ 166万7,999円以下	176万6,667円超～ 183万3,334円以下	215万円超～ 220万円以下
100万円超 105万円以下	166万7,999円超～ 175万1,999円以下	183万3,334円超～ 190万1円以下	220万円超～ 225万円以下
105万円超 110万円以下	175万1,999円超～ 183万1,999円以下	190万1円超～ 196万6,667円以下	225万円超～ 230万円以下
110万円超 115万円以下	183万1,999円超～ 190万3,999円以下	196万6,667円超～ 203万3,334円以下	230万円超～ 235万円以下
115万円超 120万円以下	190万3,999円超～ 197万1,999円以下	203万3,334円超～ 210万1円以下	235万円超～ 240万円以下
120万円超 123万円以下	197万1,999円超～ 201万5,999円以下	210万1円超～ 214万1円以下	240万円超～ 243万円以下
123万円超	201万5,999円超	214万1円超	243万円超

表③: 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除額一覧表

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額区分	納税者の合計所得金額区分		
			A	B	C
配偶者	38万円以下	一般 老人 (70歳以上)	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
			38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)	
		85万円超 90万円以下	33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)
	90万円超 95万円以下	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)	
		95万円超 100万円以下	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
	100万円超 105万円以下	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)	
		105万円超 110万円以下	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
	110万円超 115万円以下	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)	
		115万円超 120万円以下	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
	120万円超 123万円以下	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)	
		123万円超	0円	0円	0円

※ () 内は所得税における控除額

◆軽自動車税について

問 市民税課 法人諸税係 ☎048-922-1049

■原動機付自転車等の廃車や住所変更の手続きはお早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在での軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。廃棄、譲渡、盗難等の理由で所有しなくなった場合や住所変更をした場合は早めに手続きしてください。

■原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車手続き

①標識(ナンバープレート)②標識交付証明書③所有者の印鑑を持参して草加市役所市民税課へ(盗難等により標識が無い場合はお問い合わせください)。その他の車種の手続きについては、各手続先にお問い合わせください。

車種	手続先
軽二輪 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所 ☎048-745-7733

※転出の場合、転出先の市区町村を管轄する事務所にお問い合わせください



初度検査から13年が経過した 軽三輪・四輪は税額が高くなります

初度検査年月(車検証に記載)から13年が経過した軽三輪・四輪の内、環境負荷が大きい車両については、重課の対象となり、通常より税額が高くなりますのでご注意ください。

平成30年度は「初度検査年月」が平成17年3月以前の車両が重課の対象です。

車種	重課適用後の税額
軽三輪	4,600円
軽四輪乗用自家用	12,900円
軽四輪乗用営業用	8,200円
軽四輪貨物自家用	6,000円
軽四輪貨物営業用	4,500円

自動車検査証		平成29年4月1日	軽自動車検査協会
番号 99999	車 両 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月
春日部480 あ 9999	平成29年4月1日	平成17年3月	
自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
軽自動車	貨物	自家用	バン [021]

◆固定資産税・都市計画税について

問 資産税課 土地係 ☎048-922-1081 償却資産係 ☎048-922-1068
家屋係 ☎048-922-1092

固 定資産税とは

毎年1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋・償却資産の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

都 市計画税とは

都市計画事業（道路・公園・下水道等の整備）又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、市街化区域内にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

償 却資産とは

工場・商店等の経営や駐車場・アパートの貸付け等をしている会社や個人が、事業のために用いる構築物・機械・備品等を償却資産といい、固定資産税が課税されます。（償却資産の取得価額から算出される課税標準額が150万円未満の場合は課税されません）また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況の申告が必要です。

平成30年度は「評価替え」の年です！

土地・家屋の評価額は、3年ごとに見直しを行っています。これに伴い、税額も昨年度から変わる可能性があります。



土地

土地の利用状況が似ている地区ごとに一つ、面積や形状が標準的な「標準宅地」を選定し、地価公示価格や不動産鑑定価格をもとにその1㎡あたりの単価を算出します。その単価の7割を目途に標準宅地が接している道路（主要路線）の価格を決定します。

主要路線の価格が決まったら、その周辺の道路の価格を幅員や公共施設との距離等を基準に決めていきます。平成30年度より、十万円未満の路線価格が千円単位から百円単位に変わります。

路線価格が決定したら、その道路に接している土地の評価額を、土地の形状や使い方に応じて決めていきます。

評価額が上昇した場合、税額が急激に増えることのないよう、なだらかに税額を上昇させる措置を取っています。

家屋

既存家屋の評価は、評価時点において同一の家屋を新築する場合に必要な建築価格に「経過年数に応じた減価率」と、「建築資材の物価の変動割合」を反映して評価額を計算します。

なお、評価計算を行って求めた評価額が前年の評価額よりも高くなった場合は、前年の評価額に据え置かれます。

新增築家屋の評価は、市の職員が現地に向い、家屋に使用されている資材・設備等を調査します。調査した内容は、国が示す「固定資産評価基準」に基づいて評価計算を行います。

また、この基準は3年に1度の評価替えの年度に改正されるため、同じ家屋を建てたとしても、建築年によって評価額が異なる場合があります。

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送予定です。

- ✓ 納税通知書には所在地・評価額・課税標準額・税率・税額・納期・納付場所等が記載されています。
- ✓ お問い合わせの際は、納税通知書の表面に記載されている通知書番号をお伝えください。

よくあるご相談コーナー

土地の税額が高くなったのですが…



平成29年10月に住宅を取り壊し駐車場にしたところ平成30年度分の税額が高くなったのはなぜ？

固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況で課税が決まります。土地の上に一定要件を満たす住宅があれば「住宅用地に対する課税標準の特例」により税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、平成30年1月1日現在住宅がなくなったことから特例の対象外になり税額が高くなったものです。

年の途中で売買した場合の納税義務者は？



平成29年12月に土地と家屋の売買契約、2月に所有権移転登記をした。5月に納税通知書が届いたのはなぜ？

1月1日現在の登記簿に記載されている所有者にその年度分の納税義務があります。

1月2日以降に売買等が行われたり、家屋を取り壊した場合でも、1月1日現在の所有者が、平成30年度分の納税義務者となります。

家屋の税額が高くなったのですが…



平成26年に木造の住宅を新築しているが、平成30年度分の税額が高くなったのはなぜ？

新築の住宅については、要件に該当する場合、一定の期間、固定資産税額が2分の1の税額に軽減されます。

この期間が終了したため、軽減前の税額となったものです。

未登記の家屋を取り壊した場合



未登記の家屋を平成29年10月に取り壊したが、どのような手続きが必要か？

未登記の家屋を取り壊した場合は、課税取り消しを行うための減失届を送付しますので、家屋係までご連絡をお願いします。

なお、取り壊しに限らず、未登記の家屋を新築・増築した場合、または相続や売買等により所有者が変更となる場合も、届出が必要です。家屋係までご連絡ください。

◆納税について

問 《納税課》 納税について
☎048-922-1098

相談について ☎048-922-1124
☎048-922-1126

納税は期限内に！！



安心 確実 便利 納税は口座振替がおすすめです

■口座振替ができるもの

- 市民税・県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税

お申込みは簡単！！

納税通知書に記載された金融機関の窓口へ

【必要書類】納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印

【申込み方法】納付書に記載された金融機関の窓口または納税課に備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印してください。口座振替依頼書が手元にある場合は持参してお申込みもできます。

- 各期の納期限40日前（依頼書が市へ到着したもの）までに申込みと、その納期から利用できます。
- 残高不足等で口座振替ができなかった場合や納期限が過ぎている場合は口座振替（再振替）できません。納付書を使用して金融機関または市役所で納税してください。
- 口座振替の領収書として各税目年1回最終期の納期限の翌月に口座振替済通知書を発送します。
※国民健康保険税については年2回（12月・3月）発送します。年末調整や確定申告時に控除資料として使用できます。

バーコード付きで納期限内の納付書であれば…

コンビニでも納税できます

■コンビニで納税ができるもの

- 市民税・県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税

■納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）は、納期限内に限りコンビニでの納税ができます。

■各期の納付額が30万円を超える場合、コンビニでは納税できません。

■納期限を過ぎるとコンビニで納税できません。納付書に記載された金融機関または市役所の窓口で納税してください（延滞金が発生する場合があります）。

水曜日 8:30～21:00まで

日曜日 9:00～12:30まで

納税課 窓口開庁 しています

【水曜日】 8:30～21:00まで（祝日・年末年始を除く）
【日曜日】 9:00～12:30まで（年末年始を除く）
■納税課の窓口でできること
市税・国民健康保険税の納税、納税相談、納税証明書発行
※納税相談は業務終了30分前までにお越しください。

☎納税コールセンターから納税のご案内をしています

草加市では市税等を納期限までに納税されていない方に対して、電話による納税の呼びかけを行っております。なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。ご注意ください。

市税等の納期スケジュール

平成30年度の納期のスケジュールは右記のとおりです。納税忘れのないようご注意ください。



平成30年度 草加市 市税等納期カレンダー

納期限	平成30年							平成31年		
	5月 5/31(木)	6月 7/2(月)	7月 7/31(火)	8月 8/31(金)	9月 10/1(月)	10月 10/31(水)	11月 11/30(金)	12月 平成31年 1/4(金)	1月 1/31(木)	2月 2/28(木)
市民税・県民税（普通徴収）		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

★納税相談を実施しています

納期限までに納税が困難な方には、納税相談をご案内しています。ご希望の場合は、納税義務者本人もしくは同一世帯のご家族が市役所納税課窓口までお越しください。

納税しないで放置されますと、「財産の差押（滞納処分）」を受けることがあります。

財産とは

給与・年金

売掛金

預貯金

生命保険

等です

納期限を過ぎると「延滞金」が加算されます

【平成30年の延滞金の割合年8.9%（※納期限後1か月間は年2.6%）】

- 5万円を1年間滞納した場合 ⇒ 4,100円
 - 10万円を1年間滞納した場合 ⇒ 8,300円
 - 50万円を1年間滞納した場合 ⇒ 41,900円
 - 100万円を1年間滞納した場合 ⇒ 83,800円
- （※金額は目安です）



延滞金の減免制度を設けています

対象となるのは、※「納税の誠意」がある方で、減免期間は認定日から1年間です。また、これまでに滞納がなく、納税ができなくなった原因が要件に該当する方に限ります。要件は複数ありますので、納税相談時にご確認ください。認定を受ける際には、要件の事実を証明する書類等が必要になります。

※「納税の誠意」とは、市税を優先的に納税しなければならないことを認識していることをいい、滞納がある方は対象になりません。

納税の猶予制度（徴収猶予・換価の猶予）を設けています

災害、疾病その他の事実等により、納税者が市税等を一時に納税することができないとき、その事実を証明する書類等を添えて申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。要件や必要書類等につきましては、納税相談時にご確認ください。